

令和7年10月1日

志摩市において、測量・建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）を受注した者は、契約約款等に基づき、入札公告等で示した資格・条件等を有する技術者を配置する必要があります。

配置技術者の共通する要件については、下記のとおりとします。

【技術者の雇用要件】

- ① 配置技術者は、原則として請負業者と **3か月以上の恒常的な雇用関係**にある者とし、入札案件ごとに確認します。
- ② 3か月雇用確認の基準日は次のとおりとしますので、基準日以前に3か月以上の雇用関係を有していることが必要となります。

入札方式	基準日
条件付一般競争入札 事前審査方式	入札参加資格申請期間最終日
条件付一般競争入札 事後審査方式	入札参加申請期間最終日
指名競争入札	入札の執行日

- ③ 3か月以上の雇用を確認する証明書については、下記のうちで該当する証明書の写しを提出してください。

- ・建築士事務所登録証明書
- ・測量士名簿記載事項証明書
- ・技術士登録証明書
- ・事業所名が記載されている健康保険被保険者証 ※
- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書
- ・雇用保険被保険者資格取得時確認通知書
- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
- ・賃金台帳等3か月以上の雇用が確実に確認できる書類

※令和6年12月2日以降、健康保険者証の新規発行が終了したことに伴い、有効期限又は令和7年12月1日までに限り、確認書類として用いることを可能とします。

【技術者にかかる制限等】

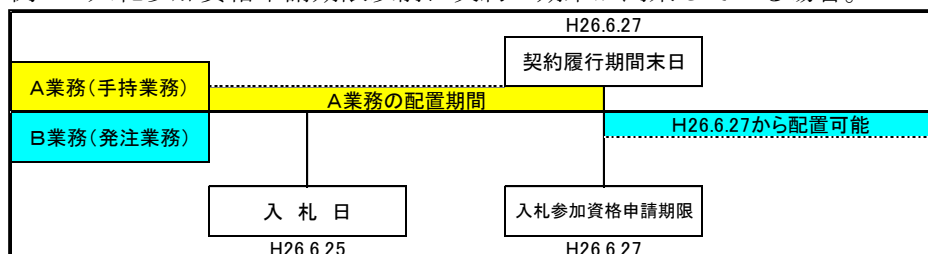
- ・管理技術者と照査技術者の兼務は認めません。ただし、測量、又は地質調査業務における管理技術者と現場代理人については、兼務を認めます。
- ・志摩市が発注する業務において、品質確保の観点から1人の技術者が兼務できる業務件数を **3件に制限**します。また、「測量」又は「地質調査」業務にかかる現場代理人は、兼務できる業務件数を2件に制限します。

【技術者の配置が可能となる日について】

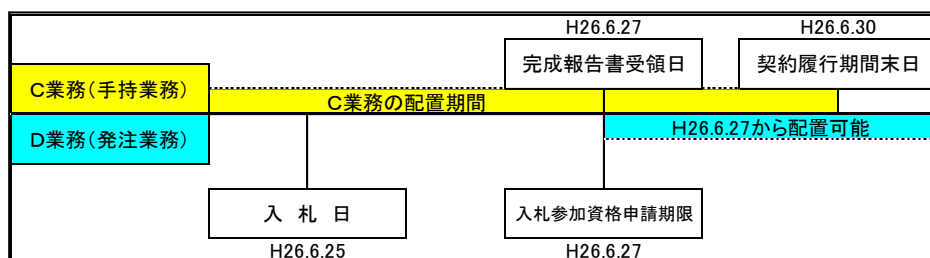
○条件付一般競争入札（事後審査方式）

事後審査方式では、入札後に配置予定技術者の資格を審査するため、「**入札参加資格申請期限日（通常は入札日の翌々日）**」において、他の手持ち業務の履行期限が到来しているか、又は手持ち業務の完成報告書が発注機関で受理されているなど配置が確認できることが条件となります。

例1：入札参加資格申請期限以前に契約工期末が到来している場合。



例 2：契約工期末日以前に完成報告書が受理された場合。

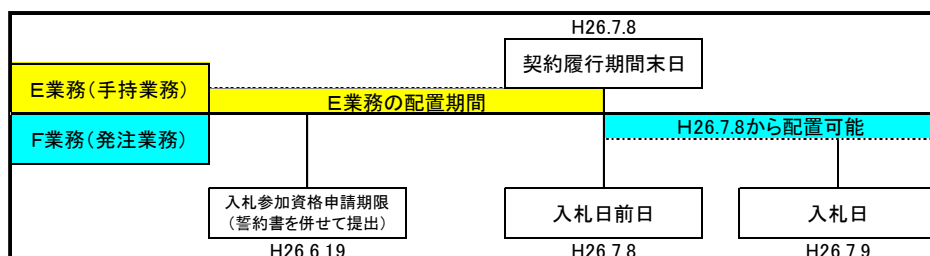


○条件付一般競争入札（事前審査方式）

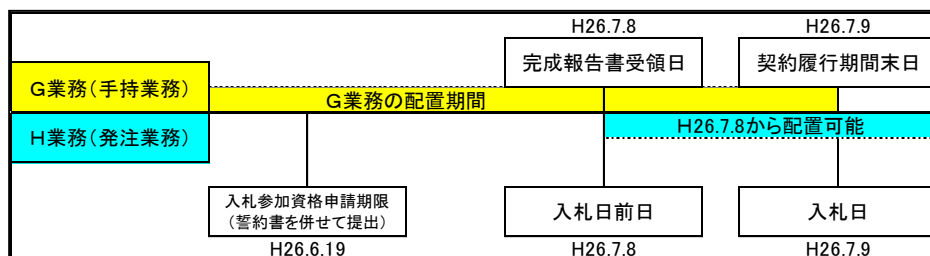
事前審査方式では、入札前に配置予定技術者の資格を審査するため、「入札日の前日」において、他の手持ち業務の履行期限が満了しているか、又は手持ち業務の完成報告書が発注機関で受理されているなど配置が確認できることが条件となります。

ただし、入札参加資格申請時において、配置予定技術者が他の業務に従事している場合は、申請時に誓約書を提出し、入札日前日に契約履行期限末日または完成報告書受領日が到来したことを確認できる場合にのみ配置可とします。

例 1：入札日前日に契約工期末が到来している場合



例 2：入札日前日に完成報告書が受理された場合



○同一入札日における複数入札への参加の注意点

同一入札日において複数の入札に参加する場合、いずれかの業務の落札者（落札候補者）となったことにより、当該業務以降の業務に技術者が配置できない状態となったときは、すみやかにそれ以後の入札を辞退してください。

【技術者等の変更】

入札参加資格申請時に届け出た配置予定技術者や現場代理人については、当該業務を落札した場合、業務の履行が終了するまで原則変更は認めません。

ただし、技術者や現場代理人の死亡や傷病又は退職等、止むを得ない事由による場合はこの限りではありませんが、その場合であっても当該業務に求められている技術者の技術力が同等以上に確保されなければなりません。